技　術　提　案

　工　　事　　名 ： 県立中央病院ＥＲ棟新築工事のうち空調工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案 |
| 技術提案事項 | 病院機能を維持するための空調設備における工夫について |

|  |
| --- |
| 本施設は，２４時間稼働する病院施設であり，入院患者を始めとする病院利用者に対して，良好な居室環境を提供する必要があることから，本工事で施工する空調設備が，正常に動作し良好な居室環境を保つことは，病院機能を維持するうえで，重要な役割を果たすことになる。このことを踏まえて，次の（１）について具体的に記載すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　また，将来の改修時に配管・ダクトの更新が効率良く行えることは，病院機能を維持する上で重要となる。このことを踏まえて，次の（２）について具体的に記載すること。（１）供用開始後の病室等居室内での騒音を抑止するための配管・ダクト工事の工夫（２）将来の改修時における配管・ダクト工事の作業性向上のための工夫 |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 　　上記２項目について，以下の内容をそれぞれ記述すること。1. 技術提案の概要
2. 施工方法の適切性（具体的な対策）
3. 効果的な創意工夫
4. 技術的な裏付け（過去の施工実績，具体的かつ技術的な根拠を記載）

　　評価項目「上記提案の実現性，有効性を確認するための施工計画の適切性等」については，①の内容が適切な項目に対する②から④の記載内容で評価する。　　記述に当たっては，（**様式４（その２）**）を使用し，Ａ４版３枚（３ページ）以内で提出すること。　　項目１つにつき，３提案まで記載可能。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

「技術提案」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（技術提案）申請書（様式４（その２））の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

技　術　提　案

　　　　　　　　　　　　　　　（１枚目・２枚目・３枚目）　←　該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： 県立中央病院ＥＲ棟新築工事のうち空調工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案 |
| 技　術　提　案　及　び　具　体　的　な　施　工　計　画 |
| （１）供用開始後の病室等居室内での騒音を抑止するための配管・ダクト工事の工夫　①技術提案の概要　②施工方法の適切性（具体的な対策）　③効果的な創意工夫④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記載）（２）将来の改修時における配管・ダクト工事の作業性向上のための工夫　①技術提案の概要　②施工方法の適切性（具体的な対策）　③効果的な創意工夫④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記載） |

※Ａ４版に記述するものとし，枚数は３枚（３ページ）までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

技　術　提　案

　　　　　　　　　　　　　　　（1枚目・2枚目・３枚目）　←　該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： 県立中央病院ＥＲ棟新築工事のうち空調工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案 |
| 技　術　提　案　及　び　具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ＜記述上の留意点＞特に技術提案を記述する枠（「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合④ Ａ４版でない場合⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合注１：手書きの場合も同様とする。注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。注４：空白行は，行数に含めない。注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版に記述するものとし，枚数は３枚（３ページ）までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。